

経産省

美容所以外ではNGの発表に業界激震!?! どうなる?リハーサル・フォトWのヘアメイク

8月15日、経済産業省は「フォトウエディング等におけるヘアメイクサービスに係る美容師法の取り扱いについて」と題した文書を発表した。リハーサル、フォトウエディングのヘアメイクに関して、美容所以外の場所でも対応できる例外規定には含まれないとの内容だ。この発表に、業界内が揺れている。実際にどのような影響があるのか。



▲美容師法がすべての基準でもある（イメージ）

例外規定に含まれず

今回の発表は、美容に関するブライダル業界の常識に対して、改めて美容所としての届け出が必要な範囲が明確化された形だ。

今回明確化されたのは、リハーサルヘアメイクとフォトウエディングヘアメイクについての2点。

①リハーサルヘアメイク

美容師法第7条は、美容所以外の場所において美容の業をしてはならないと規定している。美容の業とは、婚礼のヘアセットやメイクも含まれている。

一方、美容師法施行令第4条第2号に「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」には、美容所以外での美容が出来るという例外規定があった。

これに基づき、ブライダル会場において、美容所を

設けずにヘアメイクなどを行う事例も少なくなかった。ところが今回の発表では、2週間程度前のリハーサルは、儀式の直前に該当されず、「婚礼・その他の儀式」の例外規定に含まれないとの見解が示された。

②フォトウエディングヘアメイク

フォトウエディングのヘアメイクは、いくつかの方法が考えられる。美容所でヘアメイクを行う。フォトウエディングを実施するスタジオやドレスショップで。ロケフォトなどでは、ヘアメイク直しのために、美容師が随行するなど。

これに対し、フォトウエディングは婚礼その他の儀式には含まれないとの解釈が示された。ロケフォトに関する、美容所以外の場所でのヘアメイクはもちろん、直しも同様である。

今回の発表によって、美

＝ 経産省発表の全文 ＝

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

美容師法第7条では、美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないとされており、美容所以外の場所において業を行うことができる場合として、同法施行令第4条第2号において、「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されています。

今般、事業者より、i) 結婚式に先立つリハーサル（式の2週間前程度）におけるヘアメイクサービス（リハーサルヘアメイク）の提供や、ii) 挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービス（フォトウェディングヘアメイク）の提供が、同条第2号の規定に含まれるのか照会がありました。

本サービスの提供が、同条第2号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合に含まれるか否かについて、関係省庁が検討を行った結果、以下の内容を事業者に回答しました。

- i) のリハーサルヘアメイクについて、2週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、同条第2号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言えないことから、i) の事業は同条第2号の特例に含まれないものと解する。
- ii) のフォトウェディングヘアメイクについて、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」ことと考えられることから、同条第2号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

これにより、美容師法における美容所の届出が必要な範囲が明確化され、新たなサービスに係る事業上のリスクが低減することが期待されます。

容所登録をしていない会場では、リハーサルを行えない。フォトウエディングについても、美容所でのヘアメイクが必要となり、直しに関してもこれまでのように対応できなくなるとの声が高まっている。

ところが、このリリースを発表した経済産業省では、この発表はあくまでも

個別案件に対する回答であり、これがイコール、一般的なルールというわけではないとの見解も示した。

ポイントになるのが、グレーゾーン解消制度。これは、特定の事業者が新事業の活動に際し、現行の規制の適用範囲が不明確な分野

2面に続く➤

疑問? グレーゾーン解消制度??

今回の発表は、グレーゾーン解消制度に基づいての回答であった。この制度はどういったものなのか。

企業単位の規制改革制度の一環として平成26年1月20日にスタートしたこの制度。新事業活動を実施しようとする事業者が事業計画に即して、規制の適用の有無を照会する。事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に確認を求め、その回答を得るというもの。原則1か月以内で回答されることにより、規制が適用されるかどうかのグレーゾーンの明確化がこれまで以上にスピーディーになった。

ブライダル事業の多くのケースでは、事業所管は経済産業省。美容師法の規制所管は厚生労働省になる。そのため、今回の発表は経済産業省からとなったのもそれが背景にある。

この制度は個別事案に対する回答であり、そのため厚生労働省の回答は「論理構成の部分」としては把握できるものの、この発表がイコール全体へのルールというわけではない。個別事案の細かな条件が前提のもので、発表されたルールを一般化できるものではないと経済産業省は語っている。

一般的なルールの基準はあくまでも美容師法であり、個々の事案に対しての見解について、最終的には厚生労働省の判断となる。